

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………(税務課) 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第21号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。

第63条の3第1項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同項第1号ア(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率」に、「以上」を「に100分の65を乗じて得た数値以上」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号イ(3))に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)以上であること。

第63条の3第1項第1号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第1項第1号ウ中「又はトラック」を削り、同号ウ(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ハ(2))に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分

の115を乗じて得た数値」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号オ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号オを同号カとし、同号エ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率(法第149条第1項第4号ニ(2))に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

第63条の3第1項第2号ア(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第1項第2号イ(イ)中「令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第1項第3号エを削り、同号ウ(ア)a中「第149条第1項第6号ニ(1)(i)」を「第149条第1項第6号ヘ(1)(i)」に、「次項第3号ウ(ア)」を「次項第3号エ(ア)」に改め、同号ウ(ア)b中「第149条第1項第6号ニ(1)(ii)」を「第149条第1項第6号ヘ(1)(ii)」に、「次項第3号」を「次項第3号エ(ア)」に改め、同号ウを同号

オとし、同号イ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号イを同号エとし、同号ア(ア) a 中「（法第149条第1項第6号イに規定する平成30年軽油軽中量車基準をいう。次項第3号において同じ。）」を削り、同号ア(ア) b 中「（法第149条第1項第6号イに規定する平成21年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）」を削り、同号ア(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号アを同号ウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）又は平成21年軽油軽中量車基準（同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準をいう。以下この号及び次項第3号において同じ。）に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第2項中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項第1号ア中「営業用の」を削り、同号ア(イ)中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第2項第1号イを削り、同号ウ(イ)中「100分の110」を「100分の115」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号ウとし、同号オ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号オを同号エとし、同項第2号を次のように改める。

(2) 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

ウ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第2項第3号エを削り、同号ウを同号エとし、同号イ(イ)中「100分の105」を「100分の110」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア(イ)中「以上」を「に100分の105を乗じて得た数値以上」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第63条の3第3項中「次項」の次に「又は第5項」を加え、同条第4項中「第1項（第1号アからウまで）」を「第1項（第1号アからエまで）」に、「第2項（第1号アからウまで）」を「第2項（第1号ア及びイ）」に改め、同項の表を次の

ように改める。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の65	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の141
第1項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
第1項第1号イ(ウ)及びウ(イ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号エ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ニ(2)に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
第2項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
第2項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第1号イ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費	平成22年度基準エネルギー消費

効率に100分の115

効率に100分の144

第63条の3に次の1項を加える。

- 5 第1項（第1号ア及びイ、第2号並びに第3号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号ア、第2号及び第3号アに係る部分に限る。）の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車（法第149条第3項に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率等算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）に100分の94
第1項第1号ア(ウ)	令和2年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この項及び次項において同じ。）	令和2年度基準エネルギー消費効率
第1項第1号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第2号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第2号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第1項第3号ア(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の94
第1項第3号イ(イ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第1号ア(イ)、第2号イ及び	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87

附則第7条の2の6中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第7条の4第3項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第7条の5第2項及び第3項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第8条の2の7第1項、第2項及び第4項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第5項中「附則第10条の2の2第11項に規定する」を「で定める」に、「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第8条の2の10中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第8条の2の12第1項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項の表中「第4項」の次に「又は第5項」を加え、同条第2項中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第8条の2の13第1項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に、「乗車定員30人未満の附則第8条の2の13第2項に規定する路線バス等」にあっては、200万円を「乗車定員30人以上の附則第8条の2の13第2項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港又は同法附則第2条第1項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので総務省令で定めるものに限る。）にあっては800万円とし、乗車定員30人未満の附則第8条の2の13第2項に規定する路線バス等」にあっては200万円とする。」に改め、同項第1号中

「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第3項中「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、同項第1号中「令和2年度」を「令和7年度」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超え20トン以下のトラック（総務省令で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項第3号及び第4号において同じ。）であって、同法第41条第1項の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第1項の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）、同条第1項の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第6項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第63条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和3年10月31日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から525万円を控除して得た額」とする。

附則第8条の2の13第5項中「第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日まで」を「当該自動車の取得が令和3年10月31日まで」に改め、同項第1号中「バス等」を「乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラック」を「車両総重量が8トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」に、「平成27年8月1日」を「令和4年5月1日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置を」を「側方衝突警報装置を」に、「令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあっては、令和元年10月31日）」を「令和5年3月31日」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

附則第8条の3第1項中「令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「第3項第1号及び次条第3項」及び「第3項第2号及び次条第3項」を「以下この条及び次条第3項」に改め、同項第1号中「平成20年3月31日」を「平成22年3月31日」に改め、同項第2号中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改め、同条第3項中「、当該自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用乗用車等にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、同項第2号中「排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」の次に「（第6項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）」を加え、「同号ロ」を「同条第1項第2号ロ」に改め、「この号」の次に「及び第6項第2号」を加え、同項第4号中「次項第1号」を「以下この条」に、「同条第1項第4号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「法第149条第1項第4号

イ(2)」を「同項第4号イ(3)」に改め、同項第5号中「次項第2号」を「以下この条」に、「同条第1項第5号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に改め、同項第6号中「第149条第1項第6号イ」を「第149条第1項第6号イ(1)」に改め、「平成30年軽油軽中量車基準」の次に「（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、「同号イ」を「同号イ(1)」に改め、「平成21年軽油軽中量車基準」の次に「（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同条第4項中「掲げる自動車」の次に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「、当該自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用乗用車等にあっては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、同条第5項中「第3項（第4号及び第5号を除く。）」を「第3項第1号から第3号まで」に改め、同条第6項中「前3項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの
- (3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車（営業用乗用車等（営業用の乗用車及び第64条第1項第4号オに掲げる自動車のうち、当該自動車の構造、用途等により営業用の乗用車に区分するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に限る。）

のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(6) 軽油自動車（営業用乗用車等に限る。）のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

7 次に掲げる自動車のうち、営業用乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第64条第1項の規定の適用については、当該営業用乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該営業用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

附則第12条の8に次の1項を加える。

2 道民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4の2第1項及び第3項並びに第12条の5第3項の規定の適用については、附則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項並びに附則第12条の5第3項中「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附則第12条の9第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第63条の3並びに附則第8条の2の12及び第8条の2の13の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第8条の3及び第8条の4の規定は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
